

松島町景観重点地区景観整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、先人が守ってきた自然と歴史を持つ松島独自の景観を継承し、次代に向けて、その魅力を更に高め、地域の繁栄に結びつけるため景観整備事業を行う者に対し、松島町景観条例（平成26年松島町条例第1号）第21条に基づき、予算の範囲内において松島町景観重点地区景観整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、松島町景観計画において指定される景観重点地区内において、松島町景観計画に定める景観形成基準等に従い整備する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（国の機関又は地方公共団体その他町長がこれに類する者と認めるものを除く。）は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 前条に定める補助事業を行う者
- (2) 当該補助事業に係る対象物（以下「補助対象物件」という。）を所有し、又は借り受けている者（所有しようとする者又は借り受けようとする者）
- (3) 他の補助制度等より補助対象物件が文化財等の保存に係る補助等を受けない者
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度において、納付すべき町税等（転入者にあつては従前住所地における市町村税等）の滞納のない者
- (5) 松島町暴力団排除条例（平成24年松島町条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表に定める補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、同一敷地内における建築物等について100万円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、松島町景観重点地区景観整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業に着手する日の原則1か月前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業箇所の位置図及び現況の写真

- (2) 設計図書（図面等で全体工事と補助事業の範囲が判断できるもの）
 - (3) 契約書及び見積書（補助事業に要する経費が判別できるもの）
 - (4) 色彩及びデザイン等を明確にした将来の景観をイメージできる図面等
 - (5) 町税納税証明書等（転入者にあつては従前住所地の納税証明書）又は滞納がないことを確認できるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、前項各号に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（審査委員会の設置）

第6条 前条の規定による補助金の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行うため、松島町景観重点地区景観整備事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員7名以内をもって組織する。
- 3 前2号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

（交付の決定）

第7条 町長は、第5条の補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、松島町景観重点地区景観整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

（変更等申請）

第8条 補助事業者は、補助事業を変更し、延期し、又は中止しようとするときは、速やかに松島町景観重点地区景観整備事業変更（延期・中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の松島町景観重点地区景観整備事業変更（延期・中止）承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松島町景観重点地区景観整備事業変更（延期・中止）承認通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに松島町景観重点地区景観整備事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施工事等の図面
- (2) 施工中写真
- (3) 完成写真等（施工前と対比できるもの）

(4) 補助対象経費に係る領収書の写し等

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、町長は、前項各号に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件がある場合は当該条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に松島町景観重点地区景観整備事業補助金額交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、松島町景観重点地区景観整備事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、第7条の規定により交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により返還を求められた場合には、直ちに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(保守及び保全)

第15条 補助事業者は、補助事業が完成したときから5年間は、補助対象物件の保守及び保全に努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
建築物修景費（建築物の新築、増築、改築、修繕及び模様替えに係る工事費のうち、外観に係る経費）	1 / 3	100万円
外構修景費（塀、門、生垣、植栽等の整備に係る経費）		
建築設備等修景費（建築物の屋外に露出し景観を阻害している照明灯、室外機、アンテナ自動販売機等の修景に係る経費）		

備考 同一敷地内における補助対象物件のうち、過去に松島町寺町構想景観整備事業補助金交付規則（平成16年松島町規則第15号）の規定による補助金の交付（以下「寺町事業における補助金の交付」という。）を受けていたものがある場合の補助限度額は、この表の補助限度額から寺町事業における補助金の交付の額を差し引いた額とする。